

公益財団法人トトロのふるさと基金 法人会員に関する規則

(法人会員)

第1条 公益財団法人トトロのふるさと基金(以下「基金」という。)寄付及び会員に関する規程第8条第1項第6号に定める法人会員は、基金の目的に賛同して会費を前納した法人とする。

(入会)

第2条 基金に入会を希望する法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。
2 入会を希望する法人が、基金定款第3条の目的に照らしてふさわしくないと理事会で決議したときは、入会を認めないことができる。

(会費)

第3条 会費は年間一口5万円とする。納入された会費は、いかなる場合においても返還しない。年度の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

(禁止事項)

第4条 法人会員は、基金が法人会員の事業内容や取扱製品を保証するものではないこと及び基金の名称等に著作権等の制限があることを踏まえ、次の行為をしてはならない。

(1) 宣伝活動又は対外広報活動において、「トトロ」又は「クロスケ」という文言を用いて基金の法人会員であることを宣言し、若しくは寄付を行っていることを宣伝すること。

(2) 自社取扱製品又は広告物若しくは対外広報活動において、基金の名称や基金のロゴマークを使用すること。

(3) 基金の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、基金の不利益となる行為を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的としない法人が行う対外広報活動において、基金の名称を使用することを基金が認めたときはこの限りではない。

(退会)

第5条 退会は法人会員の自由意思とし、退会の申し出があった場合又は当該会計年度末までに年度会費の納入がなかった場合は、退会とする。

(会員資格の喪失)

第6条 法人会員は、次の事由によってその資格を失う。

(1) 前条に基づく退会。

(2) 法人会員が倒産又は解散したとき。

(3) 第4条に定める禁止事項に違反し、退会するべきものとして理事会において決議されたとき。

(法人会員の社会貢献活動への支援)

第7条 基金は、法人会員から社会貢献活動への支援の要請がある場合には、これに協力するように努

める。

(必要経費の負担)

第8条 前条の支援活動に必要な経費は、半日3万円、全日4万円とする。なお、社会貢献活動における事故災害等の責任は法人会員が負うものとし、社会貢献活動時の事故・災害補償保険については法人会員が加入するものとする。

(改廃)

第9条 この規則は、理事会の決議により改廃する。

附 則

この規則は、2018年11月5日から施行する。